

虹が丘小学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

上記に示すように、「いじめ」は児童の心身又は財産に重大な被害をもたらしたり、児童が学校に登校できない事態を生じさせたり、ひいては生命に危険を及ぼしたりする可能性が大きく、重大かつ迅速な対応が求められている懸案事項である。

本校では、「未来の虹が丘を担う『七色にかがやく子ども』の育成」を学校教育目標に掲げ、よりよい人間性を身に付け、主体的に、他と協働しながら生き抜く児童の育成を目指している。

いじめの問題への対策・対応にあたっては全職員・保護者・地域及び関係諸機関一丸となって進めることにより、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効性あるものとしていきたい。そのために、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明確にするとともに、いじめ防止及び根絶を目指した取組を以下に定める。

【七色にかがやく子ども】

に	にっこり笑顔であいさつ	し	しっかり取り組む清掃
じ	じっくり取り組む学習	よ	よい言葉でみんな仲よし
が	がんばって体力づくり	う	うるとらはっぴい！
お	おちつきのある生活		
か	かっこよくそろえる履き物		

いじめ防止等対策委員会

（全職員）

校内におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的に行うために、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。事案発生の際には、学級担任を含め、迅速かつ正確な事実確認のための聞き取り調査を行う。また、いじめの事案が確認できた場合には、直ちに校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中心として児童への指導、保護者への連絡を行うとともに、教育委員会と連携して対応していく。

専門家・外部関係者

本校における専門家・外部関係者としてスクールカウンセラーを位置づける。必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

育友会・地域との連携

育友会や地域の主任児童委員・民生委員、自治会関係者等とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

関係機関との連携

いじめの実態に応じて、長崎市教育委員会の指導を受け、長崎市役所、長崎市少年センター、長崎子ども・女性・障害者支援センター、警察署等との連携を行う。

児童会としての取組

児童会活動により策定した「虹小人権宣言」を掲げ、各学級において人権尊重を基盤としたスローガンを話し合わせるなど、児童が主体的に取り組む活動ができるよう支援する。

幼稚園・保育所・近隣小中学校との連携

近隣の幼稚園・保育所、滑石地区小中学校との連携を強化し、幼児期からの情報収集を図るとともに、中学校とも円滑に接続し、情報を共有化することでいじめの芽を未然に摘み取る。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の育成に努める。

- ①わかる授業作りを進めるための授業改善
- ②教師の指導力向上を目指した校内研修の充実
- ③満足感・達成感を伴った自己肯定感の育成
- ④人権意識と生命尊重の態度の育成
- ⑤道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑥児童の自己指導能力の育成
- ⑦校内指導体制の確立
- ⑧家庭・地域社会との連携強化
- ⑨学校基本方針の周知
- ⑩学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- ①教職員による観察や情報交換の工夫
- ②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ③教育相談体制の整備と学校内外の専門家活用
- ④育友会や地域の関係団体と連携した情報の収集
- ⑤学校以外の相談窓口についての周知・広報

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① いじめの発見や相談の際の正確かつ迅速な把握
- ② いじめ防止等対策委員会を中心とした組織的対応
- ③ いじめられた児童及び保護者への対応
- ④ いじめた児童への指導又は保護者への助言
- ⑤ いじめを防止し、いじめを許さない集団作り
- ⑥ 警察や法務局との適切な連携によるネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1) 調査を要する重大事態の例

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続して欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③ その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う（学校→教育委員会→市長）。

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ防止等対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ防止等 対策委員会

関係機関との連携

重大事態の際の報告→教育委員会→市長

- 「いじめ防止等対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 生活ノートや日記、面談を通して日々の状況を細かく観察する。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめチェックリスト

1. 児童の学級内での様子の変化

- ☐ 体の怪我やあざ、理由のはっきりしない衣服の汚れはないか。
- ☐ 態度がおどおどしていたり、教師と目を合わせようとしなかったり、避けたりしないか。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれたり、友だちの重い物を持たされたり、交友関係が急に変わったりしていないか。
- ☐ 持ち物が隠されたり壊されたり、黒板やトイレにあだ名で落書きされたりしていないか。

2. 学級の児童全体としての様子の変化

- ☐ 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気や、児童同士の関係に違和感はないか。
- ☐ 特定の児童の遅刻・早退・欠席が目立つことはないか。
- ☐ 特定児童の発言に対して、笑いや冷やかしかや正当な評価が得られない等のことはないか。
- ☐ 友達とのふざけ合いで、いつもやられ役が決まっていたり、教師の目が届かない場所に集まっていたりすることはないか。

- ☐ 一人だけ真面目に掃除をしているが、周りの児童は遊んでいるということはないか。
- ☐ 学級の話合い活動で、役員や選手の選出・学級内の問題が生じた時に特定の児童の名前が出ることはないか。

3. 児童の家庭内での様子の変化

- ☐ 理由のはっきりしない衣服の破れや汚れが頻繁に起こることはないか。
- ☐ 児童の持ち物がなくなったり、教科書やノートに落書きが書かれていたりしていないか。
- ☐ 急にお金をねだったり、金品を持ち出したり、必要以上にお金を持っていたりすることはないか。
- ☐ 急に学習意欲がなくなったり、成績が急に下降したりしていないか。
- ☐ 朝の起床や登校が遅くなったり、体調不良を訴えて、遅刻・早退を繰り返したりしていないか。
- ☐ きちんと説明できないあざや傷が体や顔にできていることはないか。
- ☐ 部屋で泣いたり、うなされたりしていないか。
- ☐ 友達の電話や呼び出しを嫌がることはないか。

年間活動計画（研修計画も含む）＊生活指導連絡会は隔週、心のアンケートは毎月実施

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	引継ぎ(情報交換) 授業参観 学級懇談会 育友会総会	10月	
5月		11月	学校評価 学級懇談会
6月	教育週間	12月	人権意識を高めるための校内研修 人権集会
7月	保護者面談	1月	
8月	いじめ防止に関する校内研修	2月	授業参観 学級懇談会
9月	授業参観	3月	引継ぎ(情報交換)

相談機関

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30 (月～金)
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00 (月～金)
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45～17:30 (月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45 (月～金)
子ども・家庭 110 番	095-844-1117	9:00～20:00 (毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00 (月～水、金) 10:00～18:00 (土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45 (月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00 (毎日) 第 1・3 土曜日は 24 時間
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 (月～金) 13:00～15:15
こどもの人権 110 番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15 (月～金)
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間 (毎日)